

佐賀市 P T A 協議会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 この会は佐賀市 P T A 協議会といい、事務局を佐賀市教育委員会内に置く。

第 2 条 この会は、この会の趣旨に賛同して加盟した佐賀市内の小、中学校 P T A で構成する。

第 3 条 この会は組織運営を円滑に推進するため、原則として、中学校区を単位とするブロック制を敷く。

ブロック制は内規にする。

第 4 条 この会は加盟単位 P T A の総意を結集して教育振興に寄与するとともに、社会教育団体としての質的向上を図ることを目的とする。

第 5 条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 学校ならびに社会教育の振興に関すること。
- 2 単位 P T A 役員の研修、親睦に関すること。
- 3 関係機関、各種団体との連携に関すること。
- 4 その他、この会の目的達成に必要なこと。

第 6 条 この会は佐賀県 P T A 連合会に加入し、その会則に従い市 P T A 協議会の枠を越えて、この会の目的達成のために活動する。

第 2 章 機 関

第 7 条 この会に次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 代 議 員 会
- 3 会 長 会
- 4 役 員 会
- 5 専門委員会

第 8 条 総会は毎年 5 月に開く定期総会および臨時総会とし、各単位 P T A 会員数の 2 % をもって構成する。但し、会員の 2 % が 3 名に満たない単位 P T A は代議員数とする。

臨時総会は会長が必要と認めたとき、また、代議員会の 3 分の 1 以上の要求があったときに開く。

総会に付議する事項は次のとおりとする。

- 1 会務ならびに予算の決定と決算の承認。
- 2 役員の承認。

3 会則の改正ならびに廃止。

4 その他、総会議決を必要とする事項。

第9条 代議員会は各单位P T A選出の代議員3名（P男女各1名、T1名）をもって構成し、総会に次ぐ議決機関とする。

代議員会は次の事項について協議、決定する。

1 総会議決事項の運営に関すること。

2 総会に提出する議案の決定に関すること。

第10条 会長会は各单位P T A会長をもって構成し、役員会が必要と認めたときに開催、重要事項について協議、決定する。

決定事項は次の代議員会に報告することとする。

第11条 役員会は会長、副会長ならびに各専門委員長をもって構成し、次の事項を行う。

1 議決機関で決定した事項の運営に関すること。

2 議決機関に提出する議案に関すること。

3 緊急事項の処理に関すること。処理事項は次の代議員会に報告することとする。

4 その他、会務全般の運営に関すること。

第12条 専門委員会は総会および代議員会の決定事項の細部について協議、運営する機関で、次の4専門委員会とする。

1 企画委員会 市P T A協議会としての事業の展開ならびに役員会の求めに応じて行う調査研究に関すること。

2 生活委員会 児童・生徒の生活指導、環境の浄化に関すること。

3 母親委員会 児童・生徒の保健衛生、学校給食、単位P T A間の親睦に関すること。

4 役員・表彰選考委員会 会長、副会長、監査を選出し、また、市P T A協議会が行う表彰の被表彰者を選考する。

第3章 役員・委員・監査・顧問

第13条 この会に次の役員・委員・監査を置く。

1 役員 会 長 1名

副 会 長 8名（P男3名・女3名、T2名）

専門委員長 4名

但し、会長が必要と認めたときは、副会長数を増員、または、参与を置くことができる。参与は事業に携わり、会長を補佐する。

2 委員 企 画 委 員 13名

生 活 委 員 13名

母 親 委 員 13名

役員・表彰選考委員 13名

3 監査 監 査 委 員 2名（P・T）

監査は他の役員を兼ねることができない。

第14条 この会の役員・委員は、次の方法により選出する。

- 1 会長・副会長・監査は、代議員の中から役員・表彰選考委員会が選考し、総会で承認する。但し、参与についてはその限りではない。
- 2 会長を代議員の中から選出できない場合、父母会員で代議員2年以上または、役員経験者の中から役員・表彰選考委員会で選考し、総会で承認する。
- 3 副会長を代議員の中から選出できない場合、現単P本部役員で、代議員経験者の中から役員・表彰選考委員会で選考し、総会で承認する。
- 4 専門委員長は、各専門委員会の互選により選出し、総会で承認する。
- 5 委員は、代議員の中から、それぞれ中学ブロックごとに互選し、代議員会で承認する。

第15条 この会の役員・委員・監査の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3 専門委員長は、担当する委員会の任務を処理する。
- 4 監査は、業務および会計を監査し、必要に応じて各会議に報告する。
- 5 委員は、それぞれの委員会活動に参画する。

第16条 任期は次のとおりとする。

- 1 役員・委員・監査の任期は1年間とする。ただし、再任することを妨げない。
- 2 欠員の補充で就任した者の任期は、前任者の残りの期間とする。また、後任者が決まるまではその任務を続けることとする。

第17条 役員の欠員補充は代議員会で選出し、書類により各单位PTAの承認を受ける。

第18条 この会に顧問を置く。顧問は会長経験者とし、会長の諮問に応じる。任期は、一年とし、再任を妨げない。

第19条 この会は県PTA連合会に対し、次の役員を出す。

理	事	1名（会長）
評	議	員 3名（副会長）
母	親	委 員 1名（母親委員長）
新	聞	編 集 委 員 1名（代議員のうちT1名）
そ	の	他 若干名

第4章 会 議

第20条 総会、代議員会、会長会、役員会は会長が、各専門委員会はそれぞれの委員長が招集する。

総会は構成人員の3分の1、その他の会議は2分の1以上で成立する。

第21条 会議の議長は総会、代議員会の場合は構成員の中から選出し、会長会、役員会は会長が、各専門委員会はそれぞれの委員長が務める。
議決は出席人員の過半数による。可否同数の場合は議長が決める。

第5章 会 計

第22条 この会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって当てる。会費は毎年8月までに単位P T Aがまとめて納入することとする。

第23条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事 務 局

第24条 事務局に事務局職員を置く。

事務局職員はP T A代議員を経験した者とし、会長が任免する。

第25条 事務局職員手当は市P T Aより支給する。

第7章 附 則

第26条 この会の運営に必要な細則は、代議員会で定める。

第27条 この会則は昭和31年9月14日から施行する。

昭和42年9月15日から改正施行する。

昭和57年5月25日から改正施行する。

昭和59年5月18日から改正施行する。

昭和60年5月23日から改正施行する。

平成元年5月22日から改正施行する。

平成3年5月17日から改正施行する。

平成5年5月15日から改正施行する。

平成6年5月20日から改正施行する。

平成8年5月20日から改正施行する。

平成10年5月23日から改正施行する。

平成14年5月25日から改正施行する。

平成17年5月21日から改正施行する。

平成18年5月27日から改正施行する。

平成20年5月24日から改正施行する。

平成21年5月17日から改正施行する。

平成22年5月22日から改正施行する。

平成23年5月21日から改正施行する。

平成24年5月19日から改正施行する。

平成26年5月24日から改正施行する。

佐賀市P T A協議会表彰規定

【表彰の目的】

第1条 本規定は、P T Aの振興発展に貢献し、その功績顕著な者及び児童・生徒の福祉増進のために尽瘁して、篤行あつく他の模範とするに足る者を表彰し、もって佐賀市教育の向上と文化の振興発展に寄与することを目的とする。

【被表彰者】

第2条 被表彰者は、個人又は団体とする。

【表彰者の範囲】

- 第3条 (1) P T Aの使命遂行に尽くし、教育の発展に貢献し、その功績顕著な者。
(2) 児童・生徒の福祉増進の為に尽瘁し、篤行あつく他の模範とするに足りる者。
(3) その他、表彰に値すると認める業績、または、行為のあった者。

【表彰の方法】

第4条 表彰は、表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。
ただし、記念品の贈呈をすることができる。

【表彰の時期】

第5条 表彰は、定期総会において行う。
ただし、事情によっては臨時に行なうことができる。

【表彰の手続き】

第6条 表彰の手続きは、個人表彰においては、市内の小・中学校P T Aから本会に内申書を提出し、団体表彰においては、役員・表彰選考委員の推薦に基づき、役員・表彰選考委員会において決定する。

【内申書の提出期日】

第7条 内申書の提出期日は、表彰を行う日の相当期間前とする。

【選考委員会】

第8条 選考委員会は、執行部と役員・表彰選考委員をもって組織する。

【細案】

第9条 表彰の公正を期するため、細部については適宜、役員表彰選考委員会で決める。

【付記】

第10条 本規定は、昭和49年4月1日から実施する。
平成元年1月20日より改正施行する。
平成14年5月25日より改正施行する。

佐賀市PTA協議会表彰規定内規

【個人表彰の範囲】

- 1 市PTA会長・市PTA副会長
- 2 市PTA代議員2年以上の者
- 3 市PTAを代表し、県P・九P・日Pで事例発表・研究発表をした者
- 4 単位PTAの本部役員（専門委員長も含む）として5年以上の者
（小・中学校の年数を通算してよい）
- 5 退職する校長
- 6 その他（上記1～5以外で佐賀市PTA協議会表彰規定第3条に該当する者）

（備考）（1）PTA役員（会員）をすべて終わる者を優先する。

（2）再度表彰を避ける。

【内申書の記載事項】

- 1 個人表彰内申書の記載事項
 - （1）所属単P名
 - （2）氏名及びふりがな
 - （3）本人の業績
 - （4）表彰の内規【個人表彰の範囲】の該当項目
 - （5）推薦者
- 2 団体表彰内申書の記載事項
 - （1）団体の名称
 - （2）会長名
 - （3）活動状況及び成績
 - （4）実績顕著と認める事項（第3条に該当する項目明示）
 - （5）推薦者名（役員・表彰選考委員）

【県P・日P表彰への対応】

- 1 県P・日P表彰を受賞する個人及び団体は、県P・日Pが指定した書式に準じた佐賀市PTA協議会 個人表彰内申書（県P日P用）または佐賀市PTA協議会団体表彰内申書（県P日P用）を使用する。
- 2 記載事項は県P日P用の内申書の項目とする。

【表彰に対する助成】

- 1 文部科学大臣・日本PTA・九州PTAで表彰を受ける個人、団体に対して1万円を助成する。

- 2 予算費目は市PTA協議会予算の表彰・慶弔費から支出する。
平成元年1月20日より改正施行する。
平成5年10月14日より改正施行する。
平成8年1月23日より改正施行する。
平成9年1月27日より改正施行する。
平成12年12月5日より改正施行する。

会則運営に関する細則・内規

第3条の中学校区を単位とするブロック制は、次の通りとする。

成章ブロック（成章中PTA・勸興小父母と先生の会・神野小PTA）

城南ブロック（城南中PTA・赤松小PTA・北川副小PTA・附属小育友会・附属
中育友会）

昭栄ブロック（昭栄中PTA・日新小PTA・嘉瀬小PTA・新栄小PTA）

城東ブロック（城東中PTA・循誘小PTA・巨勢小PTA・兵庫小PTA・蓮池町
育友会）

城西ブロック（城西中PTA・西与賀小PTA・本庄小PTA）

城北ブロック（城北中PTA・高木瀬小PTA・若楠小PTA）

金泉ブロック（金泉中PTA・金立小PTA・久保泉小PTA）

鍋島ブロック（鍋島中PTA・鍋島小PTA・開成小PTA）

諸富町ブロック（諸富中PTA・諸富北小PTA・諸富南小PTA）

大和町ブロック（大和中PTA・春日小PTA・川上小PTA・松梅校育友会・春日北
小PTA）

富士・三瀬ブロック（富士中PTA・富士小PTA・北山校育友会・北山東部小育友会・
三瀬村PTA）

川副町ブロック（川副中PTA・中川副小PTA・大詫間小PTA・南川副小PTA・
西川副小父母と先生の会）

南部ブロック（東与賀中PTA・東与賀小PTA・思斉館中PTA・思斉館小PTA）